

- I. 委託業務の概要
- II. 契約に関する事務手続
- III. 契約変更に関する事務手続
- IV. 経理処理について
- V. 物品費について
- VI. 人件費・謝金について
- VII. 旅費について
- VIII. その他経費について
- IX. 間接経費について

X. 再委託費・共同実施費について

- 1. 再委託・共同実施 P. 126
- 2. 大学・国立研究開発法人等への再委託・共同実施 P. 127
- 3. 国公立研究機関等への再委託・共同実施 P. 127

- X I. 検査
- X II. 委託費の支払
- X III. 研究開発資産・知的財産権について
- X IV. 成果報告と研究成果の発信
- X V. プロジェクトマネジメントシステムの概要とユーザー登録

1. 再委託・共同実施

< 基本的な考え方 >

| | |
|-------|------------------------------------|
| 再委託費 | ： 委託先が、委託業務の一部を第三者に委託するのに要した経費 |
| 共同実施費 | ： 委託先が、委託業務の一部を第三者と共同で実施するために要した経費 |

経費の算定に当たっては、再委託先・共同実施先が大学等の場合は「業務委託費積算基準(大学用)」(P. 40)、国立研究開発法人等の場合は「業務委託費積算基準(国立研究開発法人等用)」(P. 44)に定める区分に従って算定してください。

なお、再委託先・共同実施先が大学・国立研究開発法人等以外の事業者の場合は、別冊の「委託業務事務処理マニュアル」にある「業務委託費積算基準」に定める大項目 I～IVの区分に従って算定してください。

- (1)再委託、共同実施を行う場合には、あらかじめ実施計画書に記載していただく必要があります。なお、再委託および共同実施の額は原則として委託先との契約金総額の50%未満です。
- (2)委託先が委託業務の一部を再委託もしくは共同実施する場合は、委託先が再委託先または共同実施先との間で締結する契約については、NEDOと委託先間において締結した契約内容を必ず準用してください。なお、委託先から再委託もしくは共同実施をする場合は、再委託先・共同実施先の種別(大学・国立研究開発法人等か、それ以外の事業者か)によって、準用するNEDO契約約款が異なりますのでご注意ください。

< 委託先から再委託・共同実施する場合に適用する契約書 >

| 再委託・共同実施先 | 適用する契約書 |
|--|--|
| 国公立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人 | 「大学・国立研究開発法人等用」のNEDO契約約款に準じた契約書、または受託研究規程に基づく受託研究契約書(私立大学除く) |
| 法人化されていない国公立の研究機関等 | NEDO契約約款に準じた契約書、または受託研究規程に基づく受託研究契約書 |
| 上記以外の事業者 | NEDO契約約款に準じた契約書 |

- (3)再委託契約、共同実施契約の締結日、実施期間は、「NEDOと委託先間の契約(親契約)」との関係において以下のように設定することになります。

①締結日

親契約の締結日以降とします。ただし、以下の条件を満たせば、親契約の実施期間開始日まで遡ることが可能です。

| |
|--|
| ア. 親契約の締結日以降の締結日では再委託業務等の実施期間が十分に確保されないとの事情があること |
| イ. 当該再委託、共同実施契約が、明らかに親契約の内容と合致すること |

②実施期間

親契約で定められている実施期間内とします。

- (4)再委託先・共同実施先の行為については、委託先がNEDOに対して、すべての責任を負うこととなります。
- (5)再委託先・共同実施先についてもそれぞれ経費発生調書を作成する必要があります。

2. 大学・国立研究開発法人等への再委託・共同実施

(1) 大学・国立研究開発法人等との契約概要

大学等とは、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学および高等専門学校をいいます。国立研究開発法人等とは、国立研究開発法人、独立行政法人および地方独立行政法人をいいます。

大学等または国立研究開発法人等へ再委託・共同実施する場合には、委託先は、原則、NEDOと大学等または国立研究開発法人等との間で契約する場合のNEDO契約約款(大学・国立研究開発法人等用)に準じた契約を締結することになります。ただし、大学等(私立大学を除く)、国立研究開発法人等の受託研究・共同研究規程に基づく契約も可能とします。

(2) 大学・国立研究開発法人等との契約における留意点

- ① NEDO契約約款(大学・国立研究開発法人等用)に基づいて契約した場合は、確定検査および年度末中間検査の証拠書類として、NEDO所定の経費発生調書を作成することになります。
- ② 大学等(私立大学を除く)の受託研究・共同研究規程(受託研究契約書等)を使用する場合は、次の2項を受託研究契約書等に追記してください。また、確定検査および年度末中間検査の証明書類として、「決算報告書」**書式X-1**(P. 128)および「収支決算書」**書式X-2**(P. 129)によることも可能です。

一. NEDO が再委託先の検査を求める場合は、委託先の立ち会いのうえ再委託先の立ち入り検査を行うことができるものとする。

二. NEDO が再委託先の検査を行う際は、委託先は再委託先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力すること。

3. 国公立研究機関等への再委託・共同実施

(1) 国公立研究機関等との契約概要

国公立研究機関等へ再委託・共同実施する場合には、委託先は、原則、NEDOと委託先間において契約する場合の業務委託契約約款に準じた契約を締結することになります。ただし、当該機関の受託研究・共同研究規程に基づく契約も可能とします。

(2) 国公立研究機関等との契約における留意点

- ① NEDO契約約款に基づいて契約した場合は、確定検査および年度末中間検査の証拠書類として、NEDO所定の経費発生調書を作成することになります。
- ② 当該機関の受託研究・共同研究規程(受託研究契約書等)を使用する場合は、次の2項を受託研究契約書等に追記してください。また、確定検査および年度末中間検査の証明書類として、「決算報告書」**書式X-1**(P. 128)および「収支決算書」**書式X-2**(P. 129)によることも可能です。

一. NEDO が、再委託先の検査を求める場合は、委託先の立ち会いのうえ再委託先の立ち入り検査を行うことができるものとする。

二. NEDO が再委託先の検査を行う際は、委託先は再委託先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力すること。

決算報告書

20〇〇年〇月〇日

(再委託先等である場合)委託先 宛

〇〇大学
〇〇学部長 〇〇〇〇 印

決算報告書の提出について

20〇〇年〇月〇日付け受託研究契約について、下記のとおり実施したので、その実績を報告します。

記

1. 研究題目

2. 契約管理番号 □□□□□□□□-□

3. 契約金額 ¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-
(内、20〇〇年度分 ¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-)

複数年度契約の場合に記載

4. 研究期間 20〇〇年〇月〇日 ~ 20〇〇年〇月〇日

5. 研究代表者名

6. 収支決算書 別紙のとおり

収支決算書

(20〇〇年度分)

複数年度契約の場合に記載

(単位:円)

| 区 分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 差 引 額 | 備 考 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-----|
| I. 直接経費 | | | | |
| 1. 人件費 | | | | |
| 2. 備品費 | | | | |
| 3. 消耗品費 | | | | |
| 4. 光熱水費 | | | | |
| 5. 旅費 | | | | |
| 6. 謝金 | | | | |
| 7. その他 | | | | |
| II. 間接経費 (I × _____) | | | | |
| 合 計 | | | | |

注)区分については、契約時の積算項目に応じて、予算額、決算額、差引額をそれぞれ計上する。

X

